

手続きに必要な書類

事前の建物調査申込みのとき

- 建築物調査申込書【様式第1号】



補助金の交付申請のとき

- 補助金交付申請書【様式第3号】
- 実施計画書【様式第4号】
- 特定空家判定結果通知書【様式第2号】の写し
- 函館市税の納税証明書 [市税の滞納がないこと] (申請者の分 ※発行後2週間以内のもの)
- 住民票 (申請者の分 ※発行後3ヵ月以内のもの)
- 空き家の登記事項証明書 (※登記官印のある発行後3ヵ月以内のもの)
- 補助金の振込先 (申請者名義の口座) および通帳のコピー
- 施工業者の要件を満たしていることが確認できる書類
 - ※ 工事に関する建設業の許可を受けた者で、函館市の競争入札参加資格者として登録されている場合は、下記の書類は省略できます。
 - 商業・法人登記事項証明書、または営業証明書 (※発行後3ヵ月以内のもの)
 - 建設業許可通知書、または解体工事の登録通知書
- 工事見積書の写し (平面図と整合する面積が明記され、補助対象経費と対象外経費が区分されたもの)
- 空き家の付近見取図 (住宅地図程度のもの)
- 空き家の各階平面図 (見積書の面積と整合する寸法と間取り・室名が明記されたもの)
- 空き家の現況写真 (門塀・樹木などを含む敷地の全景2面以上)
- 宣誓書【様式第13号】
- その他の書類 ・申請者が相続人である場合は、登記名義人と相続人の関係図および相続人であることを証する戸籍謄本や遺産分割協議書などの写し

完了実績報告のとき

- 実績報告書【様式第11号】
- 工事請負契約書の写し (申請のときに計画書に記載したとおりの契約内容のもの)
- 工事写真 (着手前と施工後の写真であって、それぞれ撮影年月日が明示されたもの)
- 工事代金の支払いを確認できる書面の写し (領収書や振込明細書)

- ※ 「写し」と書いてあるもの、および マークの書類については、コピーで構いません。
- ※ 業者の要件を満たしていることが確認できる書類を一度提出した業者は、その年度内の提出は不要です。
- ※ 上記のほか、申請内容に応じてその他必要な書類を提出していただく場合があります。

(函館市空家等除却支援補助金)

危険な空き家を除却するための 工事費用を補助します！

上限額
30万円

令和8年度(2026年度)

市民のみなさんが安心して生活することができる環境の形成を促進するため、倒壊のおそれがあるなどの危険な空き家の除却工事にかかる費用の一部を補助します。

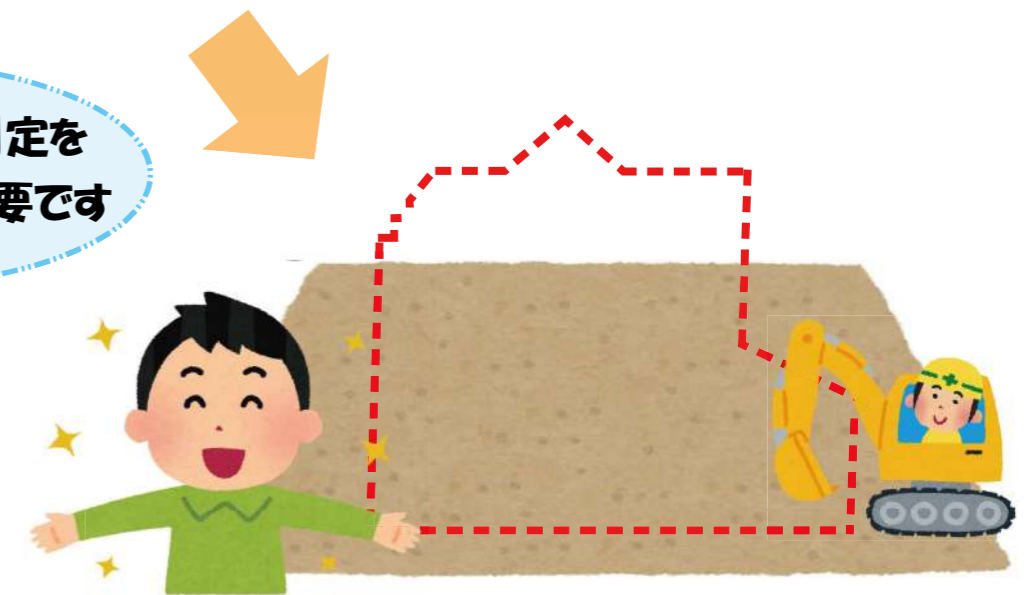
受付期間

令和8年6月1日(月)から
12月4日(金)まで

申請額が予算額に達した時点で
受付を終了します(先着順)



事前に空き家の判定を
受ける調査申込が必要です



函館市 都市建設部 都市整備課 (市役所 本庁舎3階)
TEL:0138-21-3358・3916 E-Mail:akiya@city.hakodate.hokkaido.jp



